

公共下水道施設の損傷事例

公共下水道管理者からのお願い

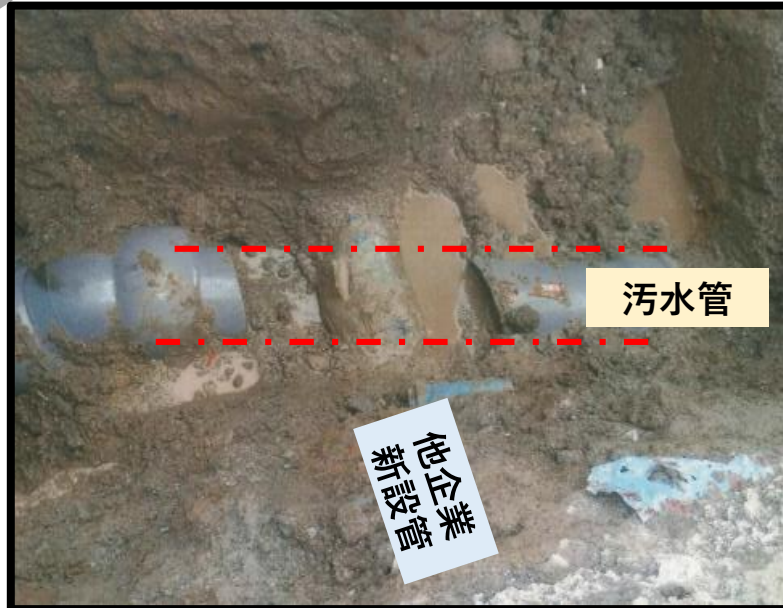


近年、施設の調査・改修工事の過程で、他工事による損傷事例が多く見つかっています。

下水道施設の場合、損傷しても影響がすぐに出ないことがあり、事故として報告されずに適切な処置がされていない事例が多いことが問題となっています。

こうした事例の発生防止に、ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

污水管の切断・閉塞



工事の支障となり
切断・閉塞



污水が流れない



民家や道路で污水が**溢水**
(一般市民の被害)

貫通施工



下水道施設をよけずに
貫通



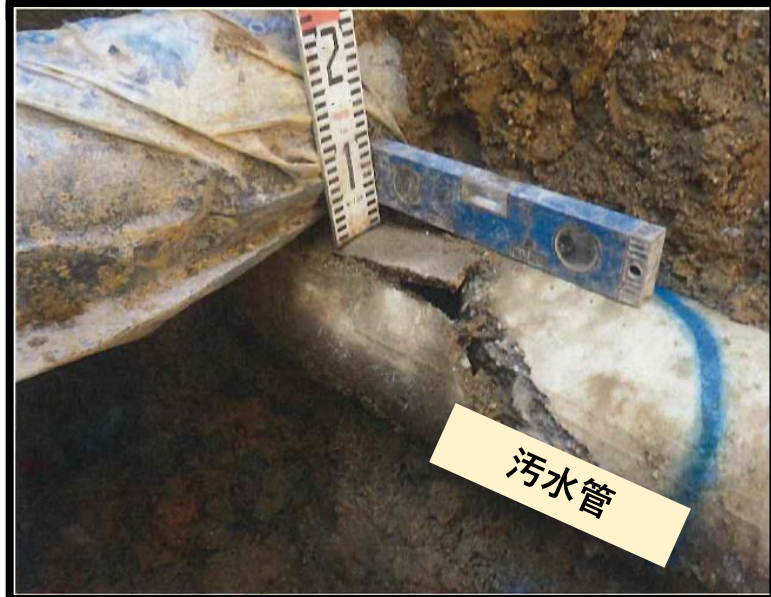
土砂引込み・床版崩落
などにより**道路陥没**

貫通管に流下物が絡まるな
ど、流下阻害となり

つまり・溢水

貫通している管自体が
損傷する危険性も・・・

近接・接触



適切な離隔を確保せず施工



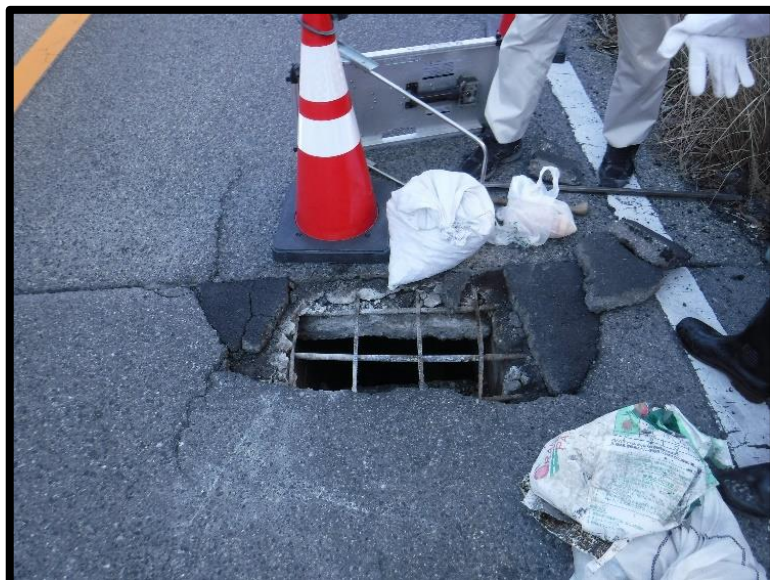
偏荷重・沈下で
近接部分が破損



道路陥没

流下阻害
つまり・溢水

損傷後の粗雑な復旧



下水道施設を損傷



未報告・未協議のまま
粗雑な復旧を実施



道路陥没

流下阻害
つまり・溢水

施設の損傷、未報告はなぜ起こる？

- 埋設物の事前確認不足
- 施工通知未提出、立会未実施
- 施工業者の誤った認識

「多少の損傷は大丈夫」、「大した影響はない」、「見つからなければ」

- 「事故」にたくない施工業者

工事成績の減点、復旧工事の費用・工期

 施工業者等に対する**ご指導**をお願いいたします。

無許可での貫通管施工などは、下水道法違反（罰則規定あり）となる場合があります。

公共下水道管理者からのお願い

- 1 公共下水道の周辺で掘削工事を行う際は、必ず**事前に施工通知**を提出してください。（電子メール）
- 2 施工通知回答書に従って**事前立会**、下水道管の位置確認をしてください。
- 3 施工通知回答書の**記載事項**を必ず守ってください。
難しい場合は必ず別途協議してください。
 - ・公共下水道との**離隔は、30cm以上**確保
 - ・公共下水道に損傷を与えた場合は、**直ちに連絡** など
- 4 公共下水道への影響が予見される工事は**付近地掘削届の提出**が必要です。
管轄の水環境センターと協議をお願いします。

神戸 下水道 施工通知

検索

